

1. 硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱

〔目的〕

第1条 この要綱は、硫黄酸化物に係る総量規制基準(昭和63年千葉県告示第65号。以下「総量規制基準」という。)及び硫黄酸化物に係る燃料使用基準(昭和63年千葉県告示第66号。以下「燃料使用基準」という。)の運用に関し、法令及び当該告示に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって総量規制基準及び燃料使用基準の的確な運用を図ることを目的とする。

〔用語〕

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 削除
- (2) 「予備施設」とは、現に稼働中の適用施設が定期点検及び故障等のため、一時的に休止した場合に、その休止中に代替として専ら運転される適用施設(交互に運転している適用施設は除く。)をいう。
- (3) 「休止施設」とは、工場又は事業場の事業活動の変更により、使用の必要がない適用施設のうち、一年以上連続して稼働しないと認められる適用施設をいう。
- (4) 「特定工場等」とは、総量規制基準の第2項に定める特定工場等をいう。この場合において、工場又は事業場の敷地の間に、道路、河川等があっても、同一法人が設置し、相互に隣接した位置にあり、事業活動上密接な関連があり、社会通念上、一の工場又は事業場と認められるものも含むものとする。
- (5) 「燃料使用基準適用工場等」とは、燃料使用基準の第2項に定める工場又は事業場をいう。
- (6) 「通常最大稼働」とは、一の適用施設を運転する場合において、定格能力以下の運転状態であり、かつ通常の状態での一時間あたりの最大稼働をいう。
- (7) 「重油その他の石油系燃料(以下「石油系燃料」という。）」とは、原油又は原油の精製等の処理によって得られる液化石油ガス・ナフサ・灯油・重油及びその他の副生油等の気体燃料並びに液体燃料をいう。
- (8) 「施設の更新(スクラップ・アンド・ビルド)」とは、一の特定工場等又は燃料使用基準適用工場等において、新たに適用施設が設置され、それに伴い既存の適用施設が廃止されることをいう。ただし、新たに設置された適用施設の種類と廃止される適用施設の種類とが同一である場合に限る。

〔硫黄酸化物の排出の制限〕

第3条 特定工場等の事業者は、当該特定工場等に設置されているすべての適用施設から定格稼働時(当該特定工場等に設置されているすべての適用施設に係る原料・燃料の使用量を常時的確に把握することの可能な特定工場等にあつては、通常最大稼働時)に排出される硫黄酸化物の合計量を総量規制基準に適合させなければならない。

〔石油系燃料の使用に関する制限〕

第4条 燃料使用基準適用工場等の事業者は、当該燃料使用基準適用工場等に設置されているすべての適用施設において使用する石油系燃料中の硫黄含有率(複数の石油系燃料を使用する燃料使用基準適用工場等においては、各石油系燃料を重油の量に換算したのち、加重平均して得られる硫黄含有率)を燃料使用基準適用工場等ごとに燃料使用基準に適合させなければならない。

〔適用施設設置計画書〕

第5条 特定工場等又は燃料使用基準適用工場等の事業者は、適用施設を設置しようとするときは、様式第1により、当該適用施設の設置計画書を千葉県知事又は政令市の長に提出するものとする。

2. 新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等(適用施設の設置、適用施設の構造等変更又は地位の承継により、新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等となるもの。)となる工場又は事業場の事業者は様式第1により、すべての適用施設の設置計画書を千葉県知事又は政令市の長に提出するものとする。

〔適用施設使用計画書〕

第6条 一の施設が適用施設となった際、現にその施設を設置している(設置の工事が着手されたものを含む。)工場又は事業場の事業者であって、次の各号に該当するものは当該施設が適用施設となった日から30日以内に当該適用施設の使用計画書を様式第1により千葉県知事又は政令市の長に提出するものとする。

- (1) 適用施設になったことにより、新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等となるもの。
- (2) 現に特定工場等又は燃料使用基準適用工場等であるもの。

〔適用施設変更計画書〕

第7条 第5条第1項若しくは第2項又は前条の規定により計画書を提出した者は、適用施設が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該変更事項に係る適用施設の変更計画書を様式第1により、千葉県知事又は政令市の長に提出するものとする。

- (1) 適用施設の構造等の変更、適用施設の使用の廃止又は地位の承継
- (2) 適用施設の稼働状況のうち通常稼働、予備又は休止に係る状況の変更
- (3) 通常最大稼働時における原料・燃料の使用量及び当該稼働時における硫黄酸化物排出量の変更に係る事項

〔計画値の遵守〕

第8条 特定工場等の事業者は、前3条の規定による計画書の事項のうち、次に掲げる事項については、記載した数値以下としなければならない。

- (1) 適用施設ごとの硫黄酸化物排出量及び原料・燃料の使用量
 - (2) 適用施設ごとの原料・燃料中の硫黄含有率
2. 燃料使用基準適用工場等の事業者は、第5条第1項、第2項、第6条及び第7条の規定による計画書の事項のうち、次に掲げる事項については、記載した数値以下としなければならない。
- (1) 適用施設ごとの石油系燃料中の硫黄含有率
 - (2) 適用施設ごとの石油系燃料使用量

〔計画書の審査等〕

第9条 千葉県知事又は政令市の長は前条の規定により提出された計画書について、総量規制基準又は燃料使用基準の適合状況を審査するものとする。

2. 千葉県知事又は政令市の長は前項による審査の結果、相当と認められる場合には、その旨、様式第2により、当該計画書を提出した者に対し、通知するものとする。

〔遵守状況の確認〕

第10条 千葉県知事又は政令市の長は、特定工場等又は燃料使用基準適用工場等の事業者の第3条、第4条、第8条第1項及び同条第2項に定める事項の遵守状況を立入検査により確認するものとする。

〔測定器の整備〕

第11条 特定工場等の事業者は、当該特定工場から排出される硫黄酸化物を的確に把握し、もって総量規制基準を遵守するため、硫黄酸化物濃度計及び燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

2. 燃料使用基準適用工場等の事業者は、燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

〔基準に関する特例〕

第12条 施設の更新において、新たに設置された適用施設の原料・燃料使用量を重油の量に換算した量(但し、千葉南部区域においては、圧縮率を乗ずる前の重油の量に換算した量)のうち、廃止する適用施設に係る重油の量に換算した量に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

2. 千葉県内に立地する工場又は事業場が、次に掲げる事業により、指定地域内に移転し、新たに特定工場等になった場合は、移転前の重油の量に換算した量に相当する部分は既存のものとして取り扱うものとする。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に定める国又は地方公共団体等の実施する事業

(2) (1)以外の国又は地方公共団体等の実施する事業のうち千葉県知事又は政令市の長が特に認める事業

〔適用除外〕

第13条 この要綱の規定は、千葉市及び船橋市の区域においては、適用しない。

附則

(施行期日)

1. この要綱は昭和53年8月1日から施行する。

(経過措置)

2. ～5. 削除

附則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和63年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2. 総量規制基準別表第1の3の項及び燃料使用基準別表第1の2の項に掲げる適用施設のうち、施行日前に設置の工事が着手されたものにあつては昭和65年1月31日までの間は、本要綱の規定は、適用しない。

3. 施行日前に改正要綱の第5条第1項、同条第2項、同条第3項及び附則第2項の計画書の提出をしたものは、本要綱に基づく第5条、第6条及び第7条の計画書の提出をしたものとみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。